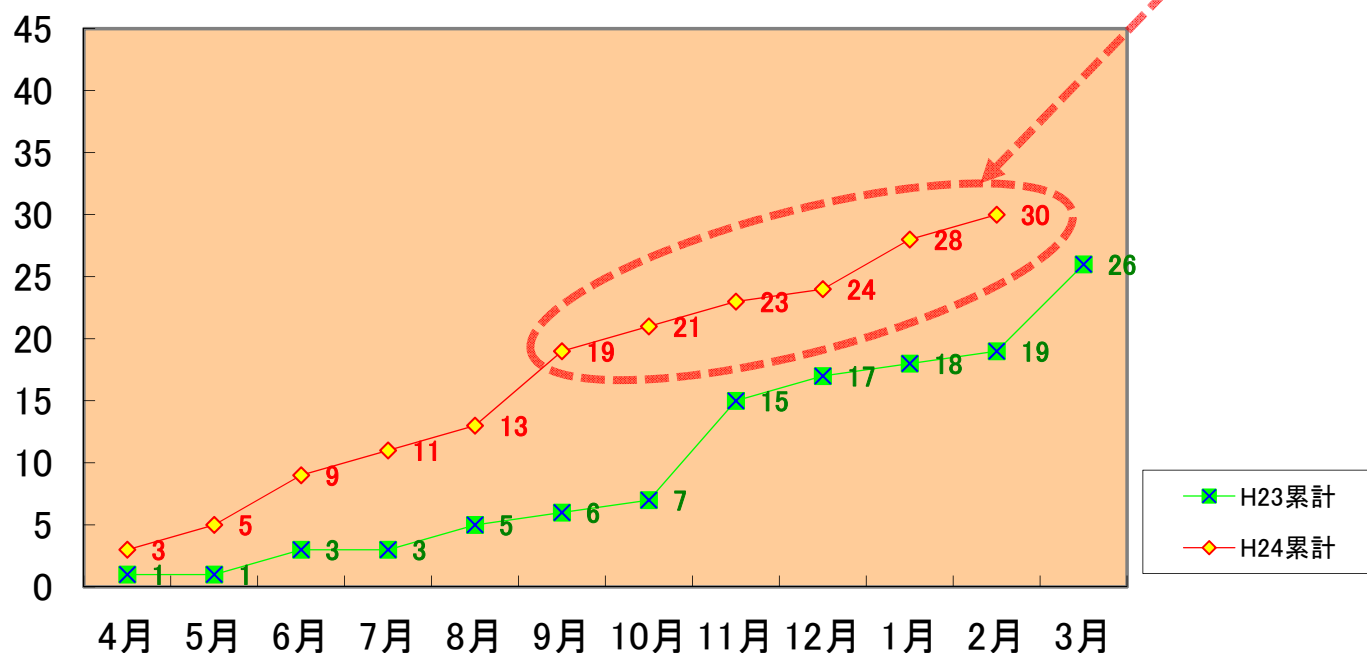


別添

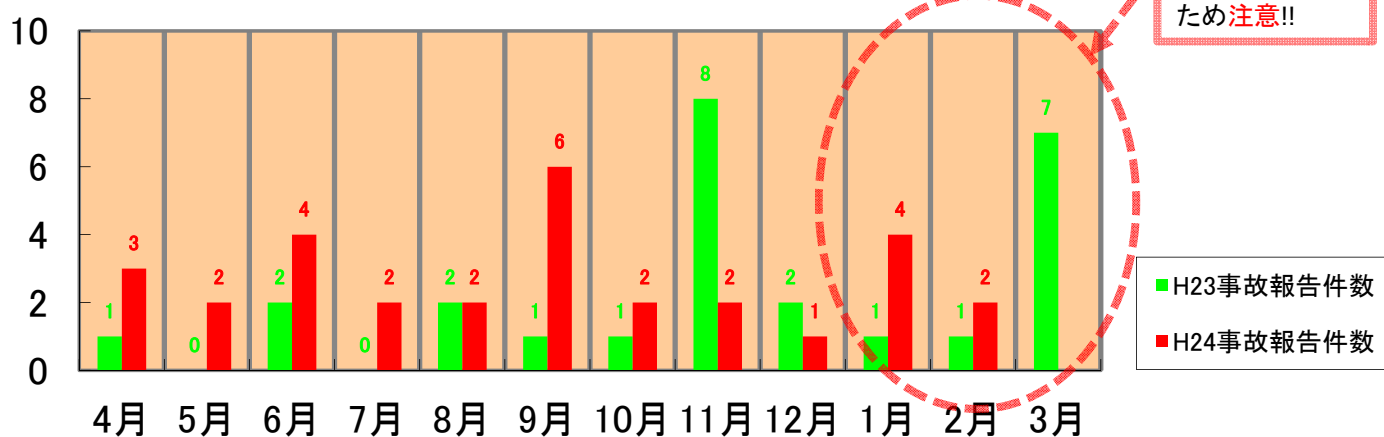
建設部発注工事 事故発生状況

(H25.2.8現在) ※もらい事故除く

事故報告件数累計



月別事故報告件数



・標準仕様書に規定される指針等

「愛知県土木工事標準仕様書」より

第1編 総則編

1-1-32 工事中の安全確保

1. 安全指針等の遵守

請負者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達 平成17年3月31日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」及び「作業船団安全運行指針(社)日本海上起重技術協会」を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。

3. 建設工事公衆災害防止対策要綱の遵守

請負者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(建設事務次官通達、平成5年1月12日)を遵守して災害の防止を図らなければならない。

※関係法令等抜粋

(関係箇所の一部を抜粋したものであり他にも多数規定されております)

・建設機械との接触防止に関する規定抜粋

「労働安全衛生法施行規則」より

第二款 車両系建設機械の使用に係る危険の防止

(接触の防止)

第百五十八条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせてはならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させるときは、この限りでない。

2 前項の車両系建設機械の運転者は、同項ただし書の誘導者が行なう誘導に従わなければならない。

「土木工事安全施工技術指針」より

第4章 機械・装置・設備一般

第1節 建設機械作業の一般的留意事項

1 安全運転のための作業計画・作業管理

- (1) 作業内容、作業方法、作業範囲等の周知を図ること。
- (2) 路肩、のり肩等危険な場所での作業の有無、人との同時作業の有無等を事前に把握して、誘導員、監視員の配置及び立入禁止箇所の特定・措置を明らかにしておくこと。
- (3) 作業内容により、やむを得ず、人と建設機械との共同作業となる場合には、必ず誘導員を指名して配置すること。誘導員及び作業員には合図・誘導の方法の他、運転者の視認性に関する死角についても周知を図ること。

第7章 土工工事

第3節 機械掘削

4 誘導員の配置

次のような場所で機械を運転するときは、誘導員を配置すること。

- ① 作業場所が道路、建物、その他の施設等に近接する場所
- ② 見通しの悪い場所
- ③ 崖縁
- ④ 土石等の落下崩壊のおそれのある場所
- ⑤ 掘削機械、運転車両が他の作業員と混在して作業を行う場所
- ⑥ 道路上での作業を行う場所

第13章 道路工事

第3節 道路舗装

2 監視員又は誘導員の配置

作業員の働いている付近、土石の落下・崩壊のおそれのある場所、見通しのきかない場所及び一般交通用道路と交差する箇所、崖縁等で機械を運転するときは、監視員又は誘導員を配置すること。

第4節 維持修繕工事

2 舗装、オーバーレイ、目地シール工事等

- (1) 作業用機械の運行は誘導員の指示のもとに行い、一般作業員との接触事故の防止を図ること。

「建設機械施工安全技術指針」より

第Ⅲ編 各種作業

第13章 締め固め工

(複合作業での接触防止)

第39 機械を複合して使用する場合は、機械相互及び人と機械の接触防止の措置を講ずること。

第19章 舗装工

(舗装工の安全対策)

第69 路床・路盤工は、他の工事との並行作業となる場合があるので、工程についての綿密な、調整を行うこと。

2、路面の段差や開口部の状況を考慮した安全対策を講ずること。

3、舗装工では、作業員等が舗装機械に接近して作業するので、機械と作業員との接触事故の防止対策を講ずること。

第22章 道路維持修繕工

(誘導員または監視員の配置)

第92 大型機械が、移動するときには、誘導員を配置すること。

2、機械との混在作業で、作業員に危険の生ずる恐れのあるときは、監視員を配置し、危険箇所へ作業員が立入らないように監視すること。

・架空線への接触防止に関する規定

「土木工事安全施工技術指針」より

第3章 地下埋設物・架空線等上空施設一般

第2節 架空線等上空施設一般

1 事前確認

- (1) 工事現場における架空線等上空施設について、施工に先立ち、現地調査を実施し、種類、位置(場所、高さ等)及び管理者を確認すること。
- (2) 建設機械等のブーム、ダンプトラックのダンプアップ等により、接触・切断の可能性があると考えられる場合は、必要に応じて以下の保安措置を行うこと。
 - ① 架空線上空施設への防護カバーの設置
 - ② 工事現場の出入口等における高さ制限装置の設置
 - ③ 架空線等上空施設の位置を明示する看板等の設置
 - ④ 建設機械のブーム等の旋回・立ち入り禁止区域等の設定

2 施工計画

架空線等上空施設に近接して工事を行う場合は、必要に応じて、その管理者に施工方法の確認や立会いを求めること。

3 現場管理

- (1) 架空線等上空施設に近接した工事の施工にあたっては、架空線等と機械、工具、材料等について安全な離隔を確保すること。
- (2) 建設機械、ダンプトラック等のオペレータ・運転手に対し、工事現場区域及び工事用道路内の架空線等上空施設の種類、位置(場所、高さ等)を連絡するとともに、ダンプトラックのダンプアップ状態での移動・走行の禁止や建設機械の旋回・立ち入り禁止区域等の留意事項について周知徹底すること。

「建設工事公衆災害防止対策要綱」より

第12章 機械・電気

第87(機械類の使用及び移動)

施工者は、機械類を使用し、又は移動させる場合においては、それらの機械類に関する法令等の定めを厳守し、架線その他の構造物に接触し、若しくは法令等に定められた範囲以上に近接し、又は道路等に損傷を与えることのないようにしなければならない。

- 2 施工者は、機械類を使用する場合においては、その作動する範囲は原則として作業場の外に出てはならない。
- 3 施工者は、架線、構造物等若しくは作業場の境界に近接して、又はやむを得ず作業場の外に出て機械類を操作する場合においては、歯止めの設置、ブームの回転に対するストッパーの使用、近接電線に対する絶縁体の装着、見張員の配置等必要な措置を講じなければならない。